

## 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）に係る 地域再生計画認定（令和2年度第2回）について

令和2年8月21日  
内閣府地方創生推進事務局

本日、地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定する「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」を記載する地域再生計画について、同条第15項の規定に基づき、別紙2及び別紙3のとおり認定しました。今回の認定は、原則として地方創生推進交付金又は地方創生拠点整備交付金を併用する地域再生計画を対象としており、認定後の企業版ふるさと納税の活用状況等は、以下のとおりです。

### 1. 活用団体数

今回の認定により、活用団体（企業版ふるさと納税に係る地域再生計画の認定を受けた地方公共団体）は22団体増加し、722団体（46道府県、676市町村）となり、道府県の活用率は100%になりました。

区分	今回認定後団体数		令和2年度第1回認定後団体数		増加団体数
道府県	46道府県	100%	45道府県	97.8%	+1県
市町村	676市町村	40.0%	655市町村	38.7%	+21市町村
計	722団体	41.5%	700団体	40.3%	+22団体

### 2. 地域再生計画の認定件数

今回の認定により、企業版ふるさと納税に係る地域再生計画の認定件数は28件増加し、776件となりました。（複数の地域再生計画の認定を受けている団体があるため、上記1.の活用団体数とは一致しません。）

区分	今回認定後計画数	令和2年度第1回認定後計画数	増加計画数
道府県	55件	54件	+1件
市町村	721件	694件	+27件
計	776件	748件	+28件

<増加数の内訳>

- ・ 今回の新規認定：26件
- ・ 認定済の地域再生計画に新たに企業版ふるさと納税を活用するための変更認定：2件

### 3. 今後の予定

令和2年度第3回認定申請受付は9月7日（月）から9月11日（金）まで。

#### ● 添付資料

- ・ 別紙1 企業版ふるさと納税の活用状況（都道府県別）
- ・ 別紙2 企業版ふるさと納税に係る認定地域再生計画一覧（新規認定計画）
- ・ 別紙3 企業版ふるさと納税に係る認定地域再生計画一覧（変更認定計画）
- ・ 別紙4 企業版ふるさと納税の概要

《お問い合わせ先》  
内閣府地方創生推進事務局  
TEL:03-6257-1421

(別紙1)

企業版ふるさと納税の活用状況 (都道府県別)

(単位: 件)

	活用団体数			活用市町村 割合
	道府県分	市町村分	合計	
北海道	1	70	71	39.1%
青森県	1	37	38	92.5%
岩手県	1	11	12	33.3%
宮城県	1	18	19	51.4%
秋田県	1	8	9	32.0%
山形県	1	9	10	25.7%
福島県	1	19	20	32.2%
茨城県	1	16	17	37.2%
栃木県	1	6	7	24.0%
群馬県	1	16	17	45.7%
埼玉県	1	14	15	23.7%
千葉県	1	17	18	33.3%
東京都		3	3	10.3%
神奈川県	1	8	9	32.0%
新潟県	1	24	25	80.0%
富山県	1	9	10	60.0%
石川県	1	7	8	36.8%
福井県	1	6	7	35.3%
山梨県	1	7	8	25.9%
長野県	1	32	33	41.6%
岐阜県	1	19	20	45.2%
静岡県	1	14	15	40.0%
愛知県	1	16	17	29.6%
三重県	1	12	13	41.4%
滋賀県	1	8	9	42.1%
京都府	1	19	20	73.1%
大阪府	1	8	9	18.6%
兵庫県	1	23	24	56.1%
奈良県	1	15	16	38.5%
和歌山県	1	9	10	30.0%
鳥取県	1	7	8	36.8%
島根県	1	9	10	47.4%
岡山県	1	18	19	66.7%
広島県	1	11	12	47.8%
山口県	1	9	10	47.4%
徳島県	1	6	7	25.0%
香川県	1	8	9	47.1%
愛媛県	1	5	6	25.0%
高知県	1	13	14	38.2%
福岡県	1	20	21	33.3%
佐賀県	1	10	11	50.0%
長崎県	1	8	9	38.1%
熊本県	1	17	18	37.8%
大分県	1	16	17	88.9%
宮崎県	1	10	11	38.5%
鹿児島県	1	20	21	46.5%
沖縄県	1	9	10	22.0%
<b>合計</b>	<b>46</b>	<b>676</b>	<b>722</b>	<b>40.0%</b>

(注) 活用市町村割合は、制度の対象外となる市町村を除いて算出したもの。

**企業版ふるさと納税に係る  
認定地域再生計画一覧（令和2年度第2回）**

●新規認定計画

地方公共団体名		地域再生計画名
岩手県	滝沢市	若者の交流と最先端の人材育成事業による地域活性化プロジェクト
宮城県	大郷町	大郷町まち・ひと・しごと創生推進計画
群馬県	上野村	上野村まち・ひと・しごと創生事業
千葉県		千葉県まち・ひと・しごと創生推進計画
神奈川県	二宮町	第2期二宮町総合戦略推進計画
山梨県	笛吹市	笛吹市地域再生計画
愛知県	一宮市	一宮市まち・ひと・しごと創生推進計画
愛知県	碧南市	碧南市まち・ひと・しごと創生推進計画
愛知県	日進市	日進市まち・ひと・しごと創生推進計画
愛知県	幸田町	幸田町まち・ひと・しごと創生推進計画
三重県	伊勢市	伊勢市まち・ひと・しごと創生推進計画
京都府	木津川市	木津川市まち・ひと・しごと創生推進計画
兵庫県	宝塚市	夢・未来 たからづか創生総合戦略推進計画
兵庫県	三木市	三木市まち・ひと・しごと創生推進事業
奈良県	曽爾村	曽爾村地域イノベーション創生推進計画
山口県	美祢市	美祢市まち・ひと・しごと創生推進計画
徳島県	小松島市	小松島市まち・ひと・しごと創生推進計画
徳島県	海陽町	海陽町まち・ひと・しごと創生推進計画
福岡県	大牟田市	大牟田市まち・ひと・しごと創生推進計画
福岡県	田川市	田川市まち・ひと・しごと創生推進計画
福岡県	みやこ町	みやこ町まち・ひと・しごと創生推進計画
長崎県	佐世保市	佐世保市まち・ひと・しごと創生推進計画
熊本県	人吉市	みんなが幸せを感じるまち。ずっと住み続けたいまち。ひとよプロジェクト
熊本県	芦北町	芦北町まち・ひと・しごと創生推進計画

地方公共団体名		地域再生計画名
鹿児島県	指宿市	指宿市まち・ひと・しごと創生推進計画
鹿児島県	和泊町	笑顔つなぐまち・ひと・しごと創生

**企業版ふるさと納税に係る  
認定地域再生計画一覧（令和2年度第2回）**

## ●変更認定計画

地方公共団体名		地域再生計画名
和歌山県※		若者よ！和歌山で働こうプロジェクト
和歌山県※		「わかやまジビエ」の需要拡大推進
山口県	宇部市	企業とともに宇部SDGs未来都市推進プロジェクト

※和歌山県は、認定済みの地域再生計画に新たに企業版ふるさと納税を活用するもの。

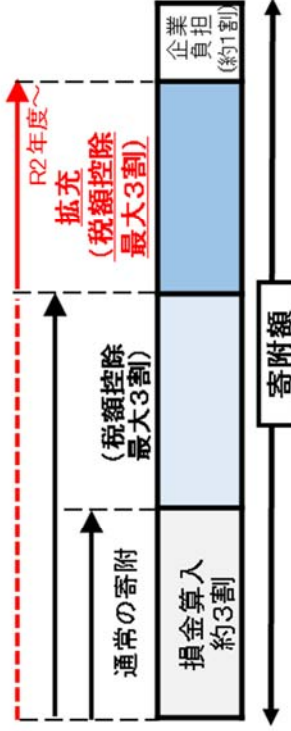
## (参考) 企業版ふるさと納税の概要

### 制度のポイント

- 企業が寄附しやすいよう、
  - ・ **損金算入による軽減効果に税額控除による軽減効果を上乗せ**
  - ・ **寄附額の下限は10万円と低めに設定**
- 寄附企業への **経済的な見返りは禁止**
- **寄附額は事業費の範囲内とすることが必要**

※ 不交付団体である東京都、不交付団体で三大都市圏の既成市街地等に所在する市区町村は対象外。

※ 本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外。

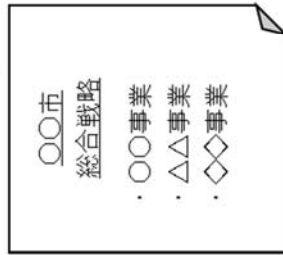


例) 1,000万円寄附すると、最大約900万円の法人関係税が軽減。

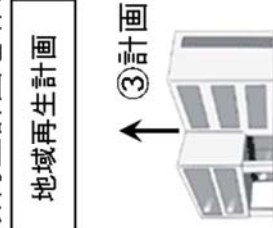
- ①法人住民税 寄附額の4割を税額控除。(法人住民税法人税割額の20%が上限)
- ②法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄附額の1割を限度。(法人税割額の5%が上限)
- ③法人事業税 寄附額の2割を税額控除。(法人事業税割額の20%が上限)

### 活用の流れ

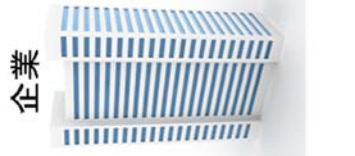
- ① 地方公共団体が 地方版総合戦略を策定



- ② ①の地方版総合戦略を基に、地方公共団体が 地域再生計画を作成



- ④ 寄附



- 地方公共団体は、**まず「地域再生計画」の認定を受けることが必要**

認定を受けることにより、地方公共団体は企業から「寄附」の受入れが可能。

⇒ 具体的にどのような事業について寄附を求めめるかは、認定後、企業と接触し、その意向を確認しながら検討。